

議案第56号

港区特別区税条例の一部を改正する条例について

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第7号）等の施行に伴い、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）を改正します。

1 改正内容

(1) 特定親族特別控除の追加（施行期日 令和8年1月1日）

大学生年代（19歳～22歳）の子等のうち、子等の前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に、親等の扶養者が控除を受けられる新たな所得控除の仕組み「特定親族特別控除」を追加します。

なお、子等の合計所得金額が95万円を超えると、親等の扶養者が受けられる控除額は遡減します。

特定親族特別控除の控除額等

子等の前年の合計所得金額	親等の扶養者が受けられる控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(2) マイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備（施行期日 公布の日）

マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税（種別割）の減免申請時に、運転免許証の提示に代えてマイナ免許証の提示によることができるよう規定を整備します。

(3) 加熱式たばこの課税方式の見直し（施行期日 令和8年4月1日）

たばこ税の納付税額を算出するに当たり、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する場合の換算方法を見直します。

【現行の換算方法】

加熱式たばこの重量0.40グラムをもって紙巻たばこの本数に換算する方法と加熱式たばこ1箱当たりの価格を紙巻たばこ1本当たりの平均価格で除して、紙巻たばこの本数に換算する方法を併用しています。

「重量」と「価格」の要素は、1：1の比率で紙巻たばこに換算

$$\text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ・溶液の重量}}{0.4\text{g}} \times 0.5 + \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売価格}}{\text{約25.4円}} \times 0.5$$

葉たばこ・溶液の重量で紙巻たばこ何本分に相当するか

価格面で紙巻たばこ何本分に相当するか

【改正後の換算方法】

加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することを基本とします。経過措置として、令和8年4月1日から9月30日までの間は、現行及び改正後の換算方法を併用します。

「重量」により紙巻たばこに換算

$$\text{加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35\text{g}} \times 1.0$$

葉たばこ等の重量で紙巻たばこ何本分に相当するか

(4) その他規定の整備（施行期日 公布の日）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更します。

港区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

改正項目		改正内容	改正条項	施行期日
1	所得控除	特定親族特別控除を追加	第18条	令和8年1月1日
2	区民税の申告	特定親族特別控除の追加に伴う所要の規定の整備(区民税申告の取扱い)	第22条	令和8年1月1日
3	区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書	特定親族特別控除の追加に伴う所要の規定の整備(給与所得者の扶養親族等申告書の取扱い)	第23条の2	令和8年1月1日
4	区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	特定親族特別控除の追加に伴う所要の規定の整備(年金受給者の扶養親族等申告書の取扱い)	第23条の3	令和8年1月1日
5	種別割の減免	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴う引用条項番号の変更	第45条	公布の日
6	身体障害者等に対する種別割の減免	マイナ免許証の導入に伴う減免申請時の手続に係る所要の規定の整備	第45条の2	公布の日
7	加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例	加熱式たばこの課税標準における紙巻きたばこの本数への換算方法の見直し	付則第6条の3	令和8年4月1日

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号のい ずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項から 第十一項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労 学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特 定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下であ る所得割の納税義務者については、同条第二項、第六項及び第十一 項の規定により基礎控除額をその者の前年の所得について算定した 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税の申告)</p>	<p>(前略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第十八条 所得割の納税義務者が法第三百十四条の二第一項各号のい ずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第一項及び第三項から 第十一項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労 学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、 前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者 については、同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控 除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得 金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税の申告)</p>

第二十二條 第十條第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七條の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八條の九の七に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四條の二第二項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。））、法第三百十四條の二第四項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十三條の二第一項第三号及び第二十三條の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするも

第二十二條 第十條第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七條の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八條の九の七に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四條の二第二項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第三百十四條の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十二條の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一条第二項に規定する者（施行規則第二條の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

のを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 (略)

(中略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 扶養親族又は特定親族の氏名

四 (略)

2～6 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

2～9 (略)

(中略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 扶養親族の氏名

四 (略)

2～6 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十五条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。

第二号において同じ。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 扶養親族又は特定親族の氏名
- 四 (略)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十五条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。

第二号において同じ。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 扶養親族の氏名
- 四 (略)

2～5 (略)

(中略)

(種別割の減免)

第四十五条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までにその減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

一 (略)

二 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号、次条及び第六十三条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第六十三条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

三～八 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第四十五条の二 (略)

2～5 (略)

(中略)

(種別割の減免)

第四十五条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までにその減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

一 (略)

二 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号、次条及び第六十三条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第六十三条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

三～八 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第四十五条の二 (略)

2 前項第一号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十二条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報という。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード）をいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

2 前項第一号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十二条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

一～四 (略)

五 運転免許証又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

六 (略)

3| 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4| (略)

(中略)

付則

(中略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第六条の二 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

一～四 (略)

五 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

六 (略)

3| (略)

(中略)

付則

(中略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第六条の二 (略)

第六条の三 令和八年四月一日以後に第四十六条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第四十六条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四十七条の二の規定により製造たばことなりなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第四十八条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第四十六条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- 一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

- 二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重

量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2| 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3| 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4| 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十七条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十七条の二の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこことみなされ

るものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

(後略)

付則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条、第二十二條第一項ただし書、第二十三條の二第一項第三号及び第二十三條の三第一項の改正規定並びに次條の規定
令和八年一月一日

二 付則第六條の二の次に一條を加える改正規定及び付則第三條の規定
令和八年四月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)第十八条及び第二十二條第一項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の区民税について適用し、令和七年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2| 令和八年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十二條第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十三條の二第一項第三号及び第二十三條の三第一項において同

(後略)

じ。)(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)
に係るものを除く。)(とあるのは、「特定親族特別控除額」とす
る。

3 新条例第二十三条の二第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げ
る規定の施行の日(以下「一号施行日」という。)以後に支払を受
けるべき新条例第二十二條第一項ただし書に規定する給与について
提出する新条例第二十三条の二第一項及び第三項の規定による申告
書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべきこの条例によ
る改正前の港区特別区税条例(以下「旧条例」という。)第二十二
條第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第二十三
條の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前
の例による。

4 新条例第二十三条の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を
受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六
第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を
受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)
について提出する新条例第二十三条の三第一項の規定による申告書
について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等につ
いて提出した旧条例第二十三条の三第一項の規定による申告書につ
いては、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、付則第一条第二号に掲げる規定の
施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例

付則第六条の三第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2| 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、港区特別区税条例第四十六条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第四十八条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例付則第六条の三の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 港区特別区税条例第四十八条第三項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第六条の三第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例付則第六条の三の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3| 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。